

○茨城県警察情報管理システム等の運営に関する訓令

平成15年3月4日

本部訓令第3号

〔沿革〕 平成19年3月本部訓令第4号、24年3月第2号、31年3月第9号、令和6年3月第6号改正

茨城県警察情報管理システム等の運用管理に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察情報管理システム等の運営に関する訓令

茨城県警察情報システムの管理及び運営に関する訓令（平成3年茨城県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、茨城県警察情報管理システム等のサービス・業務企画、設計・開発、運用・保守その他の運営に関する基本的事項を定め、警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察共通基盤システム 警察共通基盤、各業務プログラム等（各業務プログラム並びにそれらが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。）及びこれらと接続する警察庁又は都道府県警察が整備する情報システムをいう。
- (2) 警察共通基盤 警察庁が整備する共通プログラム等（共通プログラム並びにそれが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。）及びそれらが動作する物理サーバ等をいう。
- (3) 業務プログラム 警察業務の用に供するために作成されたプログラムをいう。
- (4) 共通プログラム 複数の業務プログラムが共通して利用する機能を実現するプログラムをいう。
- (5) 茨城県警察情報管理システム 警察業務の効率化又は高度化を図るため、茨城県警察が整備する情報システムをいう。
- (6) 警察庁情報管理システム 警察庁が整備する情報システム（警察共通基盤を除く。）及びこれと端末接続するため都道府県警察が整備する端末装置であって、次に掲げる電子行政文書（電磁的記録である行政文書（警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成23年警察庁訓令第9号。以下「文書管理訓令」という。）第2条第1号に規定する行政文書をいう。）をいう。以下同じ。）を広域的に作成し、又は利用するためのものをいう。

ア 警察庁における個人情報等の管理に関する訓令（平成17年警察庁訓令第2号）第2条第3号に規定する個人情報ファイルに該当する電子行政文書

イ アに掲げるもののほか、電子行政文書の文書管理者（文書管理訓令第7条第1項に規定する文書管理者をいう。）が警察庁システム総括責任者（警察共通基盤システム等

運営要領（令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第22号ほか別添）第3の1(1)に規定する警察庁システム総括責任者をいう。）と協議して特に警察庁情報管理システムにおいて管理することが必要と認める電子行政文書

- (7) 茨城県警察情報管理システム等 茨城県警察情報管理システム並びに茨城県警察に整備された警察庁情報管理システム及び警察共通基盤システムをいう。
- (8) サーバ等 情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有する物理サーバ及び物理サーバ上に構築された仮想サーバをいう。
- (9) 電子計算機接続 茨城県警察が整備するサーバ等と、警察庁が整備するサーバ等とを接続することをいう。
- (10) 端末接続 茨城県警察が整備する端末装置と、警察庁が整備するサーバ等とを接続することをいう。
- (11) 対象業務 茨城県警察情報管理システム等を利用して行う情報の利用及び管理に係る業務であり、警察庁又は茨城県警察が目的等を定めて実施するものをいう。

（システム総括責任者）

第3条 警察本部に、システム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

- 2 システム総括責任者は、茨城県警察情報管理システム等のサービス・業務企画、設計・開発、運用・保守その他の運営に関する事務を総括する。
- 3 警務部情報管理課長（第5条において「情報管理課長」という。）は、システム総括責任者を補佐し、茨城県警察情報管理システム等のサービス・業務企画、設計・開発、運用・保守その他の運営に関する事務を処理する。

（運用主管課長）

第4条 茨城県警察情報管理システム等を利用して行う対象業務を主管する警察本部の課（課に相当する組織を含む。）の長（次条において「運用主管課長」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所管する対象業務の見直し又は改善に関すること。
- (2) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
- (3) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
- (4) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

（設計）

第5条 システム総括責任者、運用主管課長及び情報管理課長（次条及び第7条において「システム総括責任者等」という。）は、茨城県警察情報管理システムの設計に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保
- (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等によるシステムの安全性の確保
- (3) 関連業務間におけるデータ、機能等の整合性の確保

（運用及び維持管理）

第6条 システム総括責任者等は、茨城県警察情報管理システム等の運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) システムの適正な利用の確保
- (2) システムに係る情報の厳格な取扱いの確保
- (3) 附帯する電源設備等を含めたシステムの適切な維持管理
- (4) 事故発生時に講ずるべき措置の策定及び当該措置の関係職員への周知

(教養)

第7条 システム総括責任者等は、関係警察職員に対して、茨城県警察情報管理システム等による処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行う。

(情報管理業務監査)

第8条 警察本部長は、茨城県警察情報管理システム等による処理に係る情報の取扱状況を把握するため、システム総括責任者に情報管理業務監査を行わせる。

2 前項の情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細部事項)

第9条 この訓令に定めるもののほか、茨城県警察情報管理システム等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日本部訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日本部訓令第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日本部訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。